

社会福祉法人黎明会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人黎明会（以下「当法人」という）定款第8条及び第10条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬の支給及び算定方法)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬を支給する。

役員等には、業務に応じた報酬（別表1に定める額）を支給する。ただし、当法人の職員を兼務している理事には報酬を支給しない。

(費用弁償の支給)

第3条 役員等が理事会、評議員会等に出席した場合には、費用弁償として1日2,000円を支給する。ただし、当法人の職員を兼務している理事には費用弁償を支給しない。

(公表)

第4条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年6月29日より施行する。

附則 この規定は、令和元年6月22日より施行する。

別表 1

(1) 評議員

	日 額
評議員会への出席	20,000円
法人及び施設業務のための出勤	20,000円

(2) 監事

	日 額
内部監査	30,000円
法人及び施設業務のための出勤	20,000円
評議員会及び理事会への出席	10,000円

(3) 理事（当法人の職員を兼務している理事を除く）

	日 額
理事会及び評議員会への出席	3,000円
法人及び施設業務のための出勤	3,000円

※上記報酬額は、源泉徴収税額控除後の額とする。